

令和3年4月7日

保護者様

三田市教育長
鹿嶽 昌功
三田市立けやき台中学校
校長 谷本 正弘

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、お子さまのご入学、ご進級おめでとうございます。

また、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対して、きめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、兵庫県内の感染状況は拡大傾向にあり、引き続き感染症対策を徹底するよう求められています。

つきましては、下記のとおり、感染症対策を講じながら教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 教育活動について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討して実施します。

特に感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。

また、学校行事等の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底します。

2 基本的感染防止対策の徹底について

感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。

(1) 各教室で可能な限りの間隔をとって、身体的距離の確保を行います。

(2) マスクの着用を徹底します。

(3) 毎日の検温、手洗いを徹底します。

(4) 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。

(5) 給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫します。

3 マスクの着用について

学校の教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面もあることから、マスクの着用を徹底します。ただし、お子さまの健康を第一に考え、換気や人との十分な距離を保つ近距離での会話を控えるなどの配慮をした上でマスクを外すことがあります。

- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で、熱中症などの健康被害が生じる可能性が高い場合
- ・ 児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた場合

4 登下校の工夫について

登下校時、児童生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

5 部活動について

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで活動します。「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づいた活動とします。
- (2) 県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせる（※を除く）とともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数（応援を含む）、移動方法については慎重に選定します。
- (3) 合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しません。
※ 中体連スケジュール記載大会、文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認し、その徹底を図ります。

6 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ免疫力を高めてください。
- (3) 換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 学校から配布する健康観察カードに毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (5) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養してください。高熱や風邪症状が続く場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。
- (6) 学校にはマスクを着用して登校してください。
- (7) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを持参してください。
- (8) 常時換気を徹底しますので、防寒・保温のための衣服を準備してください。
- (9) 登校後、発熱など風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- (10) 感染が拡大している地域との不要不急の往来の自粛をお願いします。

7 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください。（欠席扱いになりません。）

- (1) 児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合
- (2) 児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 児童生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
- (4) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 同居家族が、PCR検査を受ける場合
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合
- (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合（注）

※ なお、同居家族以外で、児童生徒が接触した人の感染が判明したり、児童生徒が接触した人が上記(5)～(7)に該当する場合は、学校にご相談ください。

(注) 7-(7)については、現在、感染拡大傾向にあるため、登校させないようお願いいたします。今後の状況に応じて、登校させることが可能になりましたら、その場合は学校から、連絡させていただきます。

8 心のケアに関すること

- (1) 教育相談の充実
児童生徒が、健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな観察を行い、児童生徒の状況の把握に努め、スクールカウンセラー等による支援も行っています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実
道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。